

令和5年3月27日

学生・教職員 各位

愛知教育大学長  
野田敦敬

今後の本学における新型コロナウイルス感染症対策について

このたび、令和5年3月17日付けで文部科学省より「令和5年4月1日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について」通知（別添）があり、その中で「教育研究活動の実施に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。」等の通知がありました。当該通知を踏まえ、本学においても、4月1日以降、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、今後は多様な環境におかれた他者に配慮し、場面に応じた適切なマスクの着用を心がけてください。

また、授業の実施等と併せて別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、引き続き効果的な換気の実施など基本的な感染症対策を適切に講じることが求められていますので、適宜ご対応ください。

今後の本学における新型コロナウイルス感染症対策について（令和5年3月27日時点）

別紙

| 対応事項                                     | 3/31まで  | 4/1～5/7  | 5月8日                                     | 5/8以降                        | 補足  |
|--|---|--|--|------------------------------|---|
| マスクの着用                                   | 着用を求める  | 着用を求めないことを基本とするが、場面に応じた着用に留意する   |  |                              |   |
| 授業におけるマスクの着用                             | 着用を求める  | グループワークや実技等において受講者同士が適切な距離を保てない場合は、授業担当教員が受講者に対してマスクの着用を促す等、適切な感染症対策を講じる     |  |                              |   |
| 授業の実施形態                                  | 授業の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえて適切な感染症対策を講じつつ、面接授業や遠隔授業の適切な実施をはじめとする学修者本位の教育活動の実施に取り組む<br>なお、授業では学生の学修実態の把握に努める。また、遠隔授業については「愛知教育大学遠隔授業実施要領」に基づき実施する |  |  |                              | ・「令和5年4月1日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）」（令和5年3月17日付け文部科学省事務連絡）参照 |
| 授業の教室配当                                  | 教室の収容定員の3分の2（階段教室等は2分の1）程度として各授業の教室を配当  | 令和5年度（前期・後期）についても、教室の収容定員の3分の2（階段教室等は2分の1）程度として各授業の教室を配当                     |  |                              |   |
| 受講者数が教室の収容定員の3分の2（階段教室等は2分の1）程度を超えた場合の対応 | 遠隔授業等も活用しつつ、受講者を分割して隔週利用とする等により実施   | 遠隔授業等も活用しつつ、受講者を分割して隔週利用とする等により実施<br>教室の収容定員上限（全座席数）まで受講者を収容して授業を実施することも可とする |  |                              | ・授業担当教員及び受講者は、5/8以降も引き続き、授業の実施形態に応じた適切な感染症対策に留意する                               |
| 課外活動                                     | 課外活動指針（新型コロナウイルス感染症対策）<br>課外活動レベル1  | 課外活動指針（新型コロナウイルス感染症対策）<br>課外活動レベル1   | 課外活動指針（新型コロナウイルス感染症対策）<br>状況に応じて課外活動レベル0 |                              | ・学外における会食や宿泊等の制限については開催場所のある地方公共団体及びサービス提供者に従う                                  |
| イベント実施時の人数制限                             | 制限継続  | 制限継続   | 特に設けない                                   |                              |   |
| 講義室及び講堂等の座席制限掲示の取り扱い                     | 掲示継続  | 掲示継続   | 撤去を可能とする                                 | すぐに撤去できない箇所については準備でき次第順次撤去する | ・共通棟などの講義室は夏休み頃を目途に撤去   |
| 授業における換気の実施                              | 適宜換気を行う   |  |  |                              |   |

|                                  |                           |  |   |   |
|----------------------------------|---------------------------|--|---|---|
| 学外学修における感染症対策                    | マスクの着用、学修開始2週間前からの健康観察の実施 | マスクの着用等について、各実習受入先から実習形態に応じた感染症対策の要請があればそれに従って実施する |   | ・健康管理のため、学外学修については、各実習受入先からの要請の有無に関わらず、今後も健康観察の実施を継続する  |
| 感染者報告                            | 継続                        | 継続   | 終了  | ・本学HPの「新型コロナ関連状況」も5/8以降閉鎖   |
| 新型コロナウイルスの濃厚接触者となったことによる授業欠席への対応 | 特別な事由による欠席（特別欠席）として認める    | 特別な事由による欠席（特別欠席）として認める                             | 自宅待機等の行動制限がなくなるため、特別欠席として認めない                                     |   |
| 非接触検温器の取り扱い                      | 継続設置                      | 継続設置   | 各建物入口のみは当面継続設置<br>（令和5年度中をめぐりに撤去）                                 | ・5/8以降のイベント実施時の設置は基本不要とする<br>（ただし、感染状況により再設置の場合あり）<br>・撤去後の保管は各部署で行う  |
| 手指消毒の設置                          | 継続設置                      | 継続設置   | 各建物入口のみは当面継続設置<br>（令和5年度中をめぐりに撤去）<br>それ以外のカウンターなどの細かな設置は無くなり次第撤去  | ・各講義室に設置されている消毒セットは使用できる状態であればの間（消耗品がある間）設置する<br>・5/8以降のイベント実施時の設置は基本不要とする<br>（ただし、感染状況により再設置の場合あり）<br>・撤去後の保管は各部署で行う |
| 飛沫防止パネル等                         | 継続設置                      | 継続設置   | 令和5年度中は設置<br>（今後の感染状況等により再設置もありえるため）<br>*状況によりすぐに設置可能であれば撤去も可能とする | ・5/8以降のイベント実施時の設置は基本不要とする<br>（ただし、感染状況により再設置の場合あり）<br>・撤去後の保管は各部署で行う  |
| 注意喚起等掲示物<br>（学内及び学外）の取り扱い        | 継続設置                      | 継続設置   | 撤去  | ・デジタルサイネージ等の注意喚起も5/8以降終了  |
| 業務支援室による各執務室等の除菌作業               | 作業継続                      | 作業継続   | 作業終了  |   |

令和5年4月1日以降のマスク着用の考え方の見直し及び授業の実施等に当たり御留意いただきたい事項等を整理しましたので、お知らせします。各大学等におかれては、本事務連絡の内容を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

事務連絡  
令和5年3月17日

各国公立大学法人担当課  
大学を設置する各地方公共団体担当課  
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設立する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

令和5年4月1日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るための様々な工夫等を講じていただき、改めて感謝申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び卒業式におけるマスクの取扱い等について（周知）」（令和5年2月10日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）においてお知らせしたとおり、令和5年4月1日以降の教育研究活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすることとし、これらに係る留意事項等については改めてお知らせする予定としていました。

ついては、下記のとおり留意事項等をお知らせしますので、各大学等におかれては令和5年4月1日以降の学校におけるマスクの取扱い等について適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、学校に限らず、社会全体について、「感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。」等とされていますので、併せて御承知置きください。

なお、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、文部科学省に

においても、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）等の改正を予定していますので、予め御承知置きください。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

## 記

### （1）大学等におけるマスク着用の取扱い等について

令和 5 年 4 月 1 日以降の大学等におけるマスク着用の取扱い等については、下記の各点を参照いただき、各大学等において適切に御対応いただくようお願いいたします。

- ・ 学生及び教職員については、教育研究活動の実施に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ・ ただし、通学時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、学修活動等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、学生及び教職員についても、着用が推奨されること。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合や、健康上の理由によりマスクを着用できない場合もあることなどから、学生及び教職員に対してマスクの着脱を強いることのないようにすること。学生の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に対応すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は学生にマスクの着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- ・ 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うことに留意すること。
- ・ 入学式等の式典や行事においても、学生・教職員・来賓・保護者等にマスクの着用を求めないことを基本とすること。なお、入学式等の式典・行事については、学生にとってかけがえのない機会であることを十分に踏まえ、必要に応じて以下に記載の学校衛生管理マニュアルを参考にして、実施を検討いただきたいこと。
- ・ 「マスク着用の考え方の見直し等について」においては、「・・・基本的な感

染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。」とされているところであり、大学等においても、引き続き、効果的な換気の実施など基本的な感染症対策を適切に講じること。その際、学校衛生管理マニュアルや「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」（第6版：令和5年3月7日※令和5年3月13日より適用）を必要に応じて参考にすること。

- ・ その他、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」（令和5年3月17日付け4文科初第2507号）や、同通知で改訂された学校衛生管理マニュアルを必要に応じて参考にすること。

## （2）学修者本位の教育活動の実施と学生に寄り添った対応について

各大学等におかれては、令和5年4月1日以降においても、（1）を踏まえ適切な感染症対策を講じつつ、学修者本位の教育活動を実施いただくことが重要です。また、大学等が講じる対応の必要性や合理性について、学生へ十分な説明を行い、理解を得ることや、学生一人一人の目線に立ち、学生に寄り添った対応を講じることにも重要です。ついては、各大学等におかれては、下記の各点を参照いただき、適切に御対応いただくようお願いいたします。

- ・ 大学等の授業の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえて適切な感染症対策を講じつつ、面接授業や遠隔授業の適切な実施をはじめとする学修者本位の教育活動の実施に取り組むこと。なお、遠隔授業を行う場合においては、「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年4月2日付け3文科高第9号）等を参照の上、適切に対応すること。
- ・ 図書館をはじめとする学内施設は、学修活動の拠点として重要な意義を有することも踏まえ、学生・教職員等の利用に供するための工夫に努めること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症のワクチンに関しては、各大学等においても、学生等に対して正確な情報発信に努めること。ただし、ワクチンの接種はあくまでも被接種者の判断に基づくものであり、接種をしていないことを理由に不当な差別的取扱いを行うことは許されないことや、政府においては、学校の教育活動への参加についてワクチンの接種を条件とすることとはしていないことに留意すること。
- ・ 面接授業と遠隔授業を併用する場合などにおいて、学部や学年等によって面接授業の機会が乏しくなる学生が生じ得ることに留意し、当該学生の学修機会の確保やメンタルヘルスケア等について必要に応じ配慮を行うこと。また、全ての学生が学修に専念できるよう、学生一人一人の立場に立って、きめ細かな対応に努めること。新入生やこれまで新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた在学生に対して、優先的に面接授業を実施することや、質の高い学修の基礎となる学生同士のコミュニケーションの円滑化に資する交流の機会を設定すること等の配慮を講じることが考えられること。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により感染不安を有する者に対しては、個々の学生の状況に可能な限り配慮した学校運営に努めること。

- 授業の実施方針等について不安や疑問を抱いている学生がいる場合には、大学等の考え方や、感染症対策のために講じている措置の必要性や合理性について丁寧に説明するなど、学生が安心して、納得して学修に取り組むことができる環境の確保に努めること。必要に応じて、学生から十分な理解や納得を得られているかについて適切に把握すること。
- 大学等の判断や考え方についての説明に際しては、判断の理由や根拠も含めて学生一人一人に伝え、学生の理解を得るよう努めることが求められることや、受験生の進学先の参考にもなるよう、ウェブ・サイトへの掲載等により公表することが考えられること。また、各大学等が徴収する授業料や施設設備費等のいわゆる学納金の必要性やその金額の合理性等について、学生等に対して丁寧に説明し、その理解を得るよう努めること。
- 修学に係る相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、専門家との連携等によるきめ細かな対応を行うこと等を徹底いただき、引き続き、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をするよう努めること。また、令和2年度以降の入学生をはじめとして、学生が様々な不安を抱えやすい状況にあるため、引き続き、支援を必要としている学生等一人一人に確実に情報が行き届くような手段（メールや SNS の活用、授業における周知や学生の目につきやすい掲示等）の確保や、各種通知の件名の工夫等による学生に内容の確認を促す取組の実施等により、効果的な情報発信を図ること。

(参考) 関連通知等

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」  
(2023. 4. 1Ver 9)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- 「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」(第6版: 令和5年3月7日※令和5年3月13日より適用)  
[https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline\\_review\\_20230307.pdf](https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_review_20230307.pdf)
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び卒業式におけるマスクの取扱い等について(周知)」(令和5年2月10日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)  
[https://www.mext.go.jp/content/20230213-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230213-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)
- 「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r2\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf)
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和5年2月10日変更新型コロナウイルス感染症対策本部決定)  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r1\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf)
- 「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(通知)」  
(令和5年2月1日付け4文科高第1603号)  
[https://www.mext.go.jp/content/20230202-mxt\\_gakushi01-000013030\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230202-mxt_gakushi01-000013030_01.pdf)
- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r2\\_050127.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050127.pdf)
- 「大学等における遠隔授業の取扱いについて(周知)」(令和3年4月2日付け3文科高第9号)  
[https://www.mext.go.jp/content/20210426-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210426-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

<本件連絡先>  
文部科学省高等教育局高等教育企画課  
連絡先: 03-5253-4111 (内線: 2482)